

令和5年度 第2回 八戸市男女共同参画審議会 会議録

日 時 令和6年2月5日(月) 13時55分～14時50分
場 所 八戸市庁 本館3階 議会第一委員会室
出席委員 8名 慶長委員、堤委員、間山委員、石橋委員
武部委員、中山委員、八木橋委員、山田委員

- 司会：それでは、定刻前ですが皆様お揃いですので、ただいまより令和5年度第2回八戸市男女共同参画審議会を開催いたします。
- 司会：本日の会議は、安部委員、高木委員が欠席されておりますが、委員10名中8名の方が出席で、過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することを御報告いたします。
- 司会：また、当会議は、前回と同様、会議の公開と会議録の公開をすることとしており、会議録につきましては、市のホームページで公開することとしておりますので、御了承願います。
- 司会：それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。

《会長挨拶》

- 司会：ありがとうございました。
- 司会：それでは、お手元の資料に沿って進めさせていただきますが、まず資料の確認をさせていただきます。
本日の資料ですが、
 - ・次第
 - ・席図
 - ・委員名簿
 - ・【資料1】令和5年度八戸市男女共同参画事業 実施概要
 - ・【資料2】八戸市男女共同参画苦情処理委員会 設置概要
 - ・【資料3】八戸市男女共同参画苦情処理委員会 変更案以上となりますが、資料の不足はございませんか。
- 司会：それではこれより進行は、会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。
- 会長：それでは、次第に沿って進めてまいります。まずは、事務局から、令和5年度

八戸市男女共同参画事業の実施概要について、報告をお願いいたします。

- 事務局：それでは、令和5年度八戸市男女共同参画事業の実施概要について御説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。まずは「1. 意識啓発講演会」についてです。

意識啓発講演会は、広く市民に対し、男女共同参画の必要性について普及啓発を図るため、著名な講師等を招いて講演会を開催し、男女共同参画について考える機会を提供するものでございます。今年度は、市の男女共同参画推進月間期間中の10月23日に、弁護士の菊地幸夫さんをお招きし、「仕事も家庭も一生懸命～菊地流ワーク・ライフ・バランス～」と題して御講演いただきました。入場者は、昨年度よりも多い273人となり、菊地さん御自身の経験や具体的な事例について、ユーモアや身振り手振りを交えながら、わかりやすくお話いただきました。

続いて、「2. 男女共同参画社会を考える情報誌 WITHYOU の発行」についてです。

この情報誌は、固定的性別役割分担意識を払しょくし、市民及び事業所の男女共同参画意識の醸成を図ることを目的に、毎年10月と3月の年2回発行しております。例年ですと、A4版8ページを8,000部ずつ作成し、公共施設や銀行、商業施設など約600か所に配布しておりますが、今年度は、10月発行の秋号を、A4版4ページ、15,000部作成するように仕様を変更し、通常の配布先に加えて町内会での班回覧も実施いたしました。これにより、これまで以上に多くの市民に御覧いただいたものと考えております。また、この10月号には「名もなき家事を可視化する」という特集記事や、ロールモデルの紹介記事を掲載しましたが、現在作成している3月号には「思い込みだらけの育児をアップデートする」という特集記事のほか、女性が活躍する企業の取組やロールモデルの紹介、ジェンダーバイアスに関する「育児マンガ」などの記事も掲載する予定としており、広く男女共同参画意識の醸成を図る内容になっております。

次に、2ページをお開きください。「3. 教育関係者等研修会」についてです。

こちらは、子どもたちに直に接し、指導する立場にある教職員等の男女共同参画に対する理解を深め、男女平等を推進する教育内容の充実を図るため、研修会を開催しているものです。今年度は、11月24日に、「性の健康と権利に配慮した子ども達への接し方講座」と題し、あおもり女性ヘルスケア研究所所長の蓮尾豊さんをお招きして、小・中学校教職員や地域密着型教育コーディネーター等を対象に開催いたしました。参加者は48人で、テーマと講師は昨年度と同じでしたが、内容は最新情報が盛り込まれており、例えば、従来の性教育では生殖や避妊、性感染症が中心だったものが、現在は、それを取り巻く背景である人権、ジェンダー、暴力・安全など、幅広い内容を体系的に学ぶ「包括的性教育」が重要とされてきていることや、幼少期から性教育を行うことが理想的であること、年齢構成に応じて伝え方を変えていく必要があること、など、幅広くお話いただきました。参加者からは、「子どもとの関わり方や伝え方、自分も勉強になった」という声や、「現場でも活用したい」などの

声が寄せられておりました。

続いて、「4. 意識啓発事業」についてです。

この事業は、イベント等に参画し、男女共同参画に関する意識啓発や意識調査等を実施するものでございます。ここでは、「はちのへホコテン出展」、「パネル展開催」、「両親学級でのアンケート実施」、「啓発ティッシュ配布」について御説明いたします。

まず、「はちのへホコテン出展」でございますが、国の男女共同参画週間期間中の6月25日に、「はちのへホコテン」に出展し、「家で家事をしていますか」、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきという考え方についてどう思いますか」など、6つの項目についてパネルアンケートを行い、753人に御参加いただきました。また、市の男女共同参画推進月間直前の9月24日に2回目の出展を行い、「あなたのニガテな家事・しんどい家事を教えてください」をテーマに、「水回りのそうじ」や「部屋のそうじ・かたづけ」、「料理」等の項目の中から、「苦手な」又は「しんどい」家事を3つ選んでいただくアンケートを実施し700人に御参加いただきました。いずれの回も、「これはどうかな」、「そう思ってたんだ」など、家族や仲間同士で会話をしながらアンケートに答える方がいらしたり、一人真剣にアンケートに向き合う方がいらしたり、ということで、参加者それぞれにとって、アンケートへの参加が男女共同参画等について考えるきっかけになったものと考えております。

次に、「パネル展開催」についてでございますが、こちらは3ページを御覧ください。今年度は、6月23日から6月29日まで市庁本館1階市民ホールで、6月26日から7月1日までと9月29日から10月5日までを八戸ポータルミュージアムはっち1階ギャラリー1で、それぞれ開催いたしました。いずれのパネル展も、「データで見る青森県の男女共同参画」や「SDGs とジェンダー平等」、「育児休業制度の取得と現状」などのパネルを掲示したほか、情報誌 WITHYOU の最新号やバックナンバー、LGBT 等理解促進リーフレットなども設置し、3ページの左上に掲載している写真のような形で展示いたしました。

次に、「両親学級でのアンケート実施」でございますが、これは今年度から新たに実施したものでございまして、すすく親子健康課の所管事業であります「両親学級」において、初めてお子さんを持つことになる御夫婦を対象に、「好き・嫌い・得意・不得意な家事」や「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきという考え方についてどう思いますか」など、いくつかのアンケートを実施し、男女共同参画等について考えていただくきっかけとしていただくものです。両親学級は、5月から3月まで、隔月で計6回開催される予定となっており、5月から11月までにアンケートに御協力いただいた方は310人。3月までのアンケートが全て終了した時点で、集計結果を市ホームページで公開する予定としております。

次に、「啓発ティッシュ配布」でございますが、市の男女共同参画推進月間の10月に、啓発用ティッシュを3,000個作成し、各所で配布するもので、「啓発ティッシュ配布」というタイトルの下に掲載している画像が今年のデザインでございました。啓発ティッシュは、例年、公共施設や商業施設、スポーツ施設等で配布しております

が、今年度は新たな会場として、イオン八戸田向店とフラット八戸で実施することとし、各所に御協力いただいて、10月15日と10月21日に、市のマスコットキャラクターの「いかずきんズ」と一緒に配布いたしました。

次に、4ページをお開きください。「5. 女性チャレンジ講座」についてです。

この事業は、職場や地域社会での活躍が期待される女性を対象に、ビジネススキルの向上や職業・業種を超えたネットワーク作りを通して、女性の活躍するチャンスを広げることや、職場等における女性の活躍と積極的登用を促進することを目的に開催しております。対象は、20歳以上49歳以下の女性で、八戸圏域内で働いている又は八戸圏域内在住の方となります。受講形態は2年間の登録制で、定員は50人程度。毎年その半数程度が修了し、翌年に半数程度を募集する形をとりまして、1年ごとに半数を入れ替えることで、より多くの受講生との交流を図っているものです。今年度は、11期生20人と12期生23人の計43人が受講いたしました。開催回数は連続講座で年7回。この他に、体験講座として、年1回、「公開講座」も開催しております。今年度の講座内容は、下の表に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思いますが、今週木曜日の2月8日に、今年度で講座を修了する第11期生による「企画提案発表会」と「修了式」を開催する予定としております。

続いて、「6. ロールモデルPR事業」についてです。

この事業は、ワーク・ライフ・バランスを実践し、仕事と家庭生活・地域活動等を両立して自分らしい生き方をしている方を紹介することで、キャリアデザインの形成や働き方を考えるきっかけとしてもらい、市民や事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実践促進を図るものでございます。今年度は、3月末までに、広報はちのへで3人、BeFMのラジオ放送で6人、情報誌WITHYOU及び市ホームページで2人御紹介することとしております。なお、これまでのロールモデルの記事は市ホームページで公開しているほか、BeFMのホームページで、過去のラジオ放送もお聞きいただくことができます。

次に、5ページを御覧ください。「7. 女性活躍推進事業」についてです。

この事業は、労働人口が減少する中、女性の活躍が企業を成長に導く重要な戦略となってきたことから、女性活躍の必要性の理解や意識醸成、更には就業環境の改善を図り、企業における女性活躍を推進することを目的としております。今年度の実施内容としては、市ホームページに各種制度や女性活躍に取り組むメリット、取組が優良な企業の紹介、講演会のお知らせ等を掲載しているほか、女性活躍推進に関する情報をまとめたチラシを作成し、事業所への集団指導等で配布しております。また、今年度も八戸商工会議所様に御協力いただき、「はちのへ商工ニュース」の12月号に、女性活躍推進に関する各種制度の案内や、様々な取組を進めている企業の取材記事などを、2ページにわたって掲載していただきました。

続いて、「8. LGBT等理解促進事業」についてです。

この事業は、令和5年度から福祉部福祉政策課より市民連携推進課へ移管された事業であり、今年度は、「性的マイノリティ関連講座の開催」や「リーフレットの作成・配布」、「広報はちのへでの連載記事の掲載」などを実施しております。

まず、「性的マイノリティ関連講座」につきましては、行政書士で NPO 法人パープル・ハンズ事務局長の永易至文さんを講師にお迎えし、「性的マイノリティの高齢期を考える～安心して過ごすためのヒント～」と題してお話いただいた映像を、8月1日から1か月間オンデマンド配信したほか、8月26日には八戸市美術館で、8月28日には市庁本館地下研修室で、それぞれ上映いたしました。講座は、市民や市職員など78人が受講し、性的マイノリティに関する知識や性的マイノリティの当事者が高齢期に直面する困難や準備しておいたほうがいいこと、介護をする人が気をつけたいこと、などについての理解を深めていただきました。

また、多様な性のあり方について、正しい知識の習得と、広く理解を促進するため、「市民向けLGBT等理解促進リーフレット」を作成し、7月下旬から市内公共施設等での配布を開始いたしました。リーフレットは、追加作成分を含めて2,000部作成しておりますが、紙媒体での配布のほか、市ホームページへの掲載や、事業所への集団指導などでのデータ配布も行っております。

この他、広報はちのへの連載記事や市ホームページの「多様性の尊重」のページにおいても、性的マイノリティに関する知識や各種制度、講座のお知らせ等について掲載し、広く周知をしております。

最後に、6ページをお開きください。

「9. その他」についてですが、今年度は、鷗盟大学や市民活動団体等に男女共同参画に関する講座の講師を派遣したほか、テレビの「dボタン広報」や商業施設に設置されている「デジタルサイネージ」等も利用して情報を発信いたしました。

引き続き、3月までに予定している事業を継続するほか、新たな事業も検討しながら、来年度に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上で、「令和5年度八戸市男女共同参画事業の実施概要について」の説明を終わります。

- 会長：ありがとうございました。ただいまの報告に対して、皆様から御質問等、何かございませんでしょうか。

- 委員：よろしいですか。

- 会長：委員どうぞ。

- 委員：意見というか感想だったんですけれどもよろしいですか。WITHYOUの内容について、一部の地域ではポストに投函されたところもあったかと思うんですけれども、夫の実家にも入ってきたということで、家事を可視化したという記事が話題に上がったんですね。まだ実家に住んでいる兄弟もいたんですけど、「こういう家事とかやってないよね」など話題に上がったということがあって。ただ、兄弟、男女でも違うし、親子関係でもそういう話題に上がったというのは、投函された意味があったなと思いました。以上です。

- 会長：いいきっかけですね。ありがとうございます。他に何か。いかがでしょうか。

- 委員：はい。

- 会長：委員どうぞ。

- 委員：感想ですけれども、今年度は、はっちのギャラリー1でパネル展を開催したということで、ふっと通ったら、ワーツと飾って展示していて、見やすくていいというのがすごく印象に残ったので、どうせやるなら人が通ったときに見られるような中身、場所とか、やっぱりすごくいいというのが私の印象で、よかったなと思ってました。以上でございます。

- 会長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですか。
ではこれで、「令和5年度八戸市男女共同参画事業の実施概要」については終了といたします。

- 会長：続きまして、本日の議事、「八戸市男女共同参画苦情処理委員会の取扱いについて」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局：それでは、八戸市男女共同参画苦情処理委員会の取扱いについて御説明いたします。まずは、資料2の1ページを御覧ください。
はじめに、現行の「八戸市男女共同参画苦情処理委員会」の設置概要について御説明いたします。
苦情処理委員会は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情に対する適切な対応を図ることを目的として設置され、その職務は、苦情の申出があった内容について調査し、必要があると認めるときは、市長に是正その他必要な措置をとるよう意見を述べることとされております。
苦情処理委員会の委員は、男女共同参画の促進に深い理解と識見を有する者のうちから市長が委嘱しますが、任期が2年、定数は3人以内でございまして、委員の再任は可能ですが、地方公共団体の議会の議員等や政党その他の政治的団体の役員との兼職はできないこととされております。また、会議に当たっては、委員の互選により代表を置き、市民等からの苦情の申し出を受理した都度代表が委員を招集しますが、委員2人以上の出席がなければ開くことができません。
苦情申立てができるのは、「市内に在住、在勤、在学している者」又は「市内で活動している事業者及び団体」で、取り扱う苦情は、「市の男女共同参画を推進する施策や措置に対して、意見や要望があるもの」、「市の施策や措置が、男女共同参画の推

進を阻害していると思われるもの」となっております。一方、取り扱わない苦情は、(1) から (8) までとなっており、(1) 判決・裁決等により確定した事項、裁判所において係争中の事案、(2) 行政庁において不服申立て審理中の事案に関する事項、(3) 監査委員に住民監査請求を行っている事項、(4) 議会に請願・陳情を行っている事案に関する事項、(5) 男女雇用機会均等法や配偶者暴力防止法などのような、他の法令に基づき処理すべき事項、(6) 私人間の紛争の解決を目的としている事項、(7) 過去に同主旨の苦情が訴えられ、既に処理が確定しているもの、(8) 当委員会委員の行為に関する事項となっております。

苦情対応フローにつきましては、裏面で御説明いたしますので、裏面 2 ページを御覧ください。

まず、苦情の申出人から市民連携推進課を経由して苦情処理委員会に「苦情申出書」が提出されると、要件の審査が行われ、その申出を処理する場合は、市民連携推進課を経由して、「申出人」と「施策担当課」に「調査を開始する旨」の通知をいたします。また、「取り扱わない苦情」等に該当することなどを理由に申出を処理しない場合は、市民連携推進課を経由して、「申出人」に「申し出を処理しない旨とその理由」を通知いたします。その後、苦情処理委員会は、「申出人」や「施策担当課」から事情聴取を行い、調査結果と処理意見をまとめて、市に通知します。また、それと同時に、市民連携推進課を経由して、「申出人」にも調査結果と市に述べた意見を通知いたします。

市は、苦情処理委員会の調査結果や意見をもとに、必要な措置等を判断しますが、苦情処理委員会で処理したもののうち、重要な案件につきましては、この時点で男女共同参画審議会において審議していただき、意見を出していただくこととなります。市は、それらを踏まえて必要な措置等を判断し、申し出のあった苦情についての処理が終了したら「申出人」に処理結果を通知します。

なお、フローの一番下の部分ですが、苦情処理委員会から提出された苦情処理状況の最終報告は、市を経由して男女共同参画審議会にも報告することになっております。以上が、現行の「八戸市男女共同参画苦情処理委員会」の設置概要となります。

次に、ただいま御説明した「八戸市男女共同参画苦情処理委員会」について、取扱いを一部変更したいと考えており、その変更案について御説明いたします。資料 3 の 1 ページを御覧ください。

まず、変更理由についてですが、八戸市男女共同参画苦情処理委員会については、平成 20 年 5 月に設置要綱を定めて以来、これまで開催実績はなく、制度の見直しも行っていない状況でございました。一方、当市が実施する男女共同参画推進に関する施策は、令和 5 年度で 16 施策 120 事業となっており、家庭生活や職場、学校教育、地域活動、社会通念・慣習・しきたり、社会教育、福祉、介護、防災など、多岐にわたる分野で取組を実施しております。また、令和 4 年 4 月には改正女性活躍推進法が、令和 5 年 4 月には改正育児・介護休業法がそれぞれ全面施行されたほか、令和 5 年 6 月には L G B T 理解増進法も公布・施行されるなど、男女共同参画の推進に関する取組の更なる強化が求められている状況でございます。

このような中、男女共同参画の推進に関する施策等に対して市民等から苦情申出書の提出があった場合は、苦情処理委員会で処理意見をまとめることとしておりますが、幅広い分野の問題に、より適切に対応するためには、男女共同参画の促進に深い理解と識見を有すると同時に、苦情を寄せられた施策等に関する知識や経験も豊富な方からの意見もうかがうことが望ましいことから、現在の、委員を固定する方法から、苦情申出があった都度、当該案件に応じた知識経験者等を選出する方法に取扱いを変更したいと考えております。

変更案は、あらかじめ選任された委員によって意見がまとめられる「苦情処理委員会」を、案件に応じて有識者を招集して意見をまとめる「苦情処理会議」に見直しを図り、内容を下表のとおりとするものでございます。主な変更点は、表の上の部分になりますが、まず、「当該案件に応じた知識経験者等を必要の都度市が招集し、随時会議を開催できるようにする」、それから、「会議の定数を『3人以内』から『3人以上』にする」、あとは、「処理内容の通知は、知識経験者等、これは、会議構成員に加えて、案件によっては男女共同参画審議会の委員の皆さんの御意見をうかがうこととなりますので、そういった方々を全て含むこととなりますが、知識経験者等の御意見を踏まえた上で市が行う」という内容となります。

なお、表の下の部分に記載している、「苦情申立てができる者」、「取り扱う苦情」、「取り扱わない苦情」、「重要案件の審議会での審議」につきましては、これまでどおりで変更はございません。

また、御提案した内容に取扱いを変更した場合も、苦情処理に当たっての大きな流れは変更しておりませんので、苦情対応フローにつきましても、主な変更点は、裏面2ページに赤字で表示している、「苦情処理委員会」のところが「苦情処理会議」に変わる部分のみということになります。

御提案した内容に取扱いを変更する場合の今後の対応につきましては、3ページに記載しておりますが、現行の「八戸市男女共同参画苦情処理委員会設置要綱」、を廃止して、「(仮称)八戸市男女協参画苦情処理取扱要綱」を制定するほか、招集する「知識経験者等」の候補者の選定などを想定しております。

以上で、「八戸市男女共同参画苦情処理委員会の取扱いについて」の説明を終わります。

- 会長：ありがとうございました。基本計画の進捗状況確認の時にこの苦情処理委員会の意見交換というか、話題になったものですがけれども、委員会方式から、その都度、テーマに合った会議招集というような形で取扱いを変えたいということの議案でございます。ただいまの説明について、事務局に皆様方からの質問や御意見等があればお願いいたします。いかがでしょうか。
- 委員：よろしいですか。
- 会長：委員。

- 委員：私から何点か質問させてください。

委員会ですと定数が3人以上ということになっておりました。それが、今回、苦情処理会議では3人以上ということで、より多数の方の意見を聞くような形にしたんだと思いますが、この目的と、3人以上というのは上限をどの程度まで考えておられるのかお聞かせいただきたいのが一点。

それから今後の対応、3ページのところで、知識経験者等の候補者の選定となっております。従来ですと、委員を任命する形だったと思いますが、今回はある程度の人数の候補者を事前に選定し、了解を取るという形だと思われるのですが、こちらの事務の流れについて。

それと、最大何人程度候補者として考えているのかお聞かせください。

- 会長：事務局から。

- 事務局：まずは目的についてですが、現在3以内の定数としておりますが、平成20年に要綱を制定してからこれまで、制度の見直しをしていない状況でございました。そういう中で、今年度は基本計画の掲載事業数が16施策120事業あったんですけども、それが年々増えていく。今までも増えてきておりますしこれからも増えていくであろうというところで、苦情は今のところないんですけども、今後、多岐にわたる分野への苦情が出てくるのではないかと推測される中では、3人の委員を固定した形で審議していただくというより、その案件に応じた、もちろん男女共同参画の促進に深い理解と識見を有する方も選任するんですけども、そういった方以外にも、案件に応じて必要な方が増えてくるのではないかとというところで、3以内としていたものを3人以上にしたいということでございました。

また、人数の上限については、どれぐらいの規模の案件が出てくるか推測できないところがございまして、案件に応じて、例えば3人で済む場合もあれば5人になる場合もあればそれ以上になる可能性もあるというところで、特に上限は定めておりませんでした。

それから、知識経験者等の選定についてですが、様々なジャンルの事業がございまして、そのジャンル毎にリストを一旦作っておいて、案件が発生した時点から打診していく形でできればと考えておりました。

- 会長：委員いかがでしょうか。

- 委員：そうすると事前に候補者の了解を得ない状態のリスト化ということだと思いますが、申し出人からの苦情の申し出が発生してから処理結果の通知がされるまで、どのぐらいの期間での対処を見込んでいるのか。

また、迅速な委員会会議の開催を目指すのであれば、委員に断られ続けることを避けるため、事前に了解を取っておいて迅速な対応を図るというのも考え方として

あるかと思いますが、お考えをお聞かせください。

- 事務局：おっしゃるとおり、そういったことも考えられますので、事前に御了解いただける方につきましては、事前をお願いしておくなど、御意見に沿った形でやっていければと思います。
- 会長：県の青少年・男女共同参画課で作成している人財バンクは、広く登録されているんですか。
- 事務局：女性人財バンクは、男女共同参画の分野も含め、広く登録されております。
- 会長：他はいかがでしょうか。委員どうぞ。
- 委員：苦情処理会議のメンバーについてなんですが、今私の想像しているイメージなんですけれども、実は私、今、調停委員と司法委員、あと参与員を仰せつかっておりまして、調停委員は任期が1年で、1年間、非常勤の国家公務員という立場になるんですけれども、司法委員と参与員は事件ごとに選任されている。その事件が裁判所で係争中の期間だけが、司法委員、あるいは参与員としての公務員としての任期となる。どうやって司法委員を選任するかというと、あらかじめ「司法委員となるべき者」という名簿を作って、裁判所で事前にその1人1人に了解をいただいて、それも任期というわけではなくて、1年間の拘束期間みたいなものがある。1年間任命されているわけではなく、1年間名簿に載せますよという了解を得て、事件が申し立てられたらその都度、司法委員こういう事件だけでもやってくれませんかというふうをお願いしているんですけれども、はっきりした司法委員の人数は私わかりませんが、聞くところによると1回も当たらなかったという人もいますし、その事件の種類ごとに専門があるので、交通事故の裁判に詳しいけど男女問題はできないとか、いろいろな民事に詳しいけど家庭の中の揉め事はあまり得意じゃないとか、いろいろその人によって違うので、その事件ごとに選任されてるから、事件の種類によっては、1年間「司法委員になるべき者」になったけど1回も当たらなかったという人もいますよね。そうやって運用しているのもそういうイメージでいいのかなという気がしています。
もう一点は質問なんですけれども、苦情処理会議の候補者というのは、案件によっては審議会のほうに意見を聞く場面もあるので、我々男女共同参画審議会委員とは重複しないということでもいいんですかね。
- 事務局：はい。重複はしない形になります。
- 委員：重複するとなんか厄介だなと。わかりました。ありがとうございます。

- 会長：ありがとうございます。今の件では、事務局から何かコメント等。
- 事務局：はい。少し補足すると、苦情処理委員会は「委員会」の名がついていて、男女共同参画審議会も委員ですけれども、苦情処理委員会と男女共同参画審議会では少し立場が違います。男女共同参画審議会は、附属機関という位置づけをしております。条例規則に規定されている委員会なんですけれども、苦情処理委員会は条例や規則に規定されていないで、要綱で設置されているものです。通常、委員会ですと委員長・副委員長がいて、市長に諮問・答申したり、そういう責任がある委員会なんですけれども、こちらの苦情処理委員会につきましては、市に対して、専門家から助言をいただくような位置づけになります。ですので、苦情処理委員会はあくまでも意見を取りまとめて、決定はこのフローにもあるように、市のほうで審議会にかけたり、最終的な判断をして決定しますので、この苦情処理委員会、名前が変わって会議になっていますけれども、どちらも決定機関ではなく、あくまでも市に対して助言をいただくということで。こちらのほうで判断するときに幅広い意見を徴したい、専門性を広げたり、また人数も3人以上に広げて、より多くの方の意見を聴いた上で総合的に判断したいという目的があって、今回見直しをするものでございます。
- 会長：ありがとうございます。他に御質問等ございますでしょうか。

《質問等なし》

- 会長：そうしますと、委員の皆様方の意見を取りまとめて、審議ということになりますが、今、委員お二方から、知識経験者等の候補者選定のところで御意見をいただきました。候補者のリストは作らないということでしたが、あらかじめ作っておいて、委員が言ったようにその知識経験者から「何か起きたときはお願いするかもしれません」と事前に承諾を得ておく作業をするのはどうかということです。
- 事務局：当初は、リストを作っておいて、案件が発生したときに連絡をするということ考えていたんですが、御意見をいただきましたので、そちらも参考にもう少し検討したいと思います。
- 会長：そこをもう一度、どうしたらよいか、検討を踏まえたほうがいいと思いますね。今回の苦情処理委員会の取扱いについては、知識経験者等の選定リストとか、その選定に係ることをもう少し検討していただいて。変更の内容やフロー等については皆様異存がないということですので、その部分だけ事務局で方向性を定めてもらって、再検討してもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《委員全員了承》

- 会長：ありがとうございます。それでは、以上で苦情処理委員会の取扱いについても終了といたします。本日予定していた案件は以上となりますが、その他、委員の皆様方から何かございましたら。先ほどの報告事項での御質問等でも御意見でも御感想でもよろしいですけれども、いかがでしょうか。

《意見等なし》

- 会長：事務局から何かございましたら。
- 事務局：それでは事務局から。委員の皆様、本日は貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。本日御審議いただきました苦情処理委員会の取扱いにつきまして、今御意見をいただきましたリスト作成に当たっても、方法を検討した上で進めていきたいと思っております。なにぶん、分野が多岐に渡りしますので、それぞれの関係課からも推薦をいただくなどして作っていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後の審議会の予定でございますけれども、この後緊急又は臨時の案件がなければ、今回の審議会が今年度最後の会議となります。委員の皆様におかれましては、これまでの男女共同参画基本計画の進捗状況の調査審議を主に御審議いただきまして、大変ありがとうございました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

- 会長：ありがとうございます。今、事務局からお話がありましたとおり、私ども審議会の任期が今年の6月30日までということで、何もなければ、今回が今年度最後の委員会ということになりますので、今日欠席の委員も2名おりますけれども、皆様から一言ずつお願いしたいと思っております。

- 委員：今、任期が1年半ぐらい経ったんですけれども、初めて参加させていただいて、貴重な体験をさせていただいたと思っております。

私は女性チャレンジ講座からこちらに応募したんですけれども、いろいろな活動がされているということを知れて、会社とか、普段の生活でも、こういうのをやるんだよと発言できたり、周知したいと思ったきっかけにもなったので、男女平等に関する活動は出来たというか、これからもしていきたいし、少しでも役に立つことができたかなとプライベートのほうでは思っていました。なのでまた何かきっかけがあれば、こういう機会などでも活躍できればと思っています。ありがとうございます。

- 委員：国の機関として参加させていただきましたが、八戸市は最も男女共同参画、女性活躍が進んでいるなというところが率直な感想でございます。これまでの取組

に敬意を表しますとともに、今後ますます進めていただければと思います。その中で、この審議会が非常に重要な役割を果たしていると思っています。まず、必ず意見が出るということは素晴らしいですし、市に対して申し上げるという立場ではありますが、それが反映されているという点では、非常に有効な審議会だと思っています。引き続きどうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

●委員：私もこちらの審議会に参加させていただいて、まだそんなに回数は経ていないんですけども、どちらかというとな男女共同参画と言いますと、男性側がもう少し女性の子育てとか家事などを支援するというイメージを持っていたんですけども、私自身が事務局長みたいな職務に携わっている中で、やはり女性自身の意識改革もしていかなければならないという、女性ももう少しリーダー的な仕事とか率先して意見を述べるというような、女性自身の意識改革もこの男女共同参画には必要じゃないかなと審議会を通して感じました。以上です。

●委員：このメンバーの中では比較的長い期間、審議会に参加させていただいておりました。

数年見てきて、この世界的な状況の変化で、ジェンダーとかいろんな言葉が出てきたなと感じております。以前から男女共同参画で、女性の立場男性の立場という視点で捉えてきましたけれども、更にジェンダーという言葉が加わって、多様性を重視する時代になったんだなと非常に感じております。この審議会はそういう意味では、先ほど委員もおっしゃったように、いろいろ意見が出されて、この場で勉強になることも多々ありました。今後もこの審議会が発展しますことをお祈りしております。

●委員：私もこの審議会に出て、丸2年経つんですが、出席できたりできなかったりしていて申し訳ないなと思っているところと、あと私は今回からジェンダー平等参画推進の担当になりまして、ここで学んだ審議会の内容なども少し生かしながら、今後、活動・運動していければいいなと思っておりますので、引き続き今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

●委員：私が小さい頃は男女不平等の時代だったんですけど、本音ベース、建前の話からももう男女不平等の発言をする大人がすごく多かった時代を経験してきて、今やっと建前では、とりあえず男女平等。たまにテレビを見ると本音ベースでぽろっと不平等な発言をする人もいるんですが、それも時代とともに消えていくのかなと思いますけども、日本のずっとこれまでの歴史から見ると男女不平等な時代が長かったので、いくら建前論で言っても、なかなかその風土や慣習などは直っていかない。そこで法律とか、立法府の努力、あとは行政側の努力が、やはり先行してやっいていかないと、それが世の中に浸透していかないんだなというのを改めてこの会議に出て理解できました。

この審議会は大切な審議会と感じましたので、今後とも努力を続けていきたいと思ひますし、続けていていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

- 委員：今回の苦情処理委員会の件で感じたことなんですけど、今まで苦情がなかったということは良いことなんだろうか悪いことなんだろうかとちょっと思ったりしてて。ただ、今これだけ時代が変わって、男女共同参画の意見や考え方がだんだん浸透してくると、逆にこれから苦情が出てくるのかなと、ちょっとそんなことを思っていました。だからその苦情処理委員会の委員の人たちを選任するのも大変だろうと思うし、その中でいろいろな意見が出ていくということもなかなか大変だなと思つて。でもこれからきっと、広がれば広がるほどというか、浸透すればするほど多分出てくるのかなというのがあって、どうなんだろうという私の感想です。よろしくお願ひします。

- 会長：最後に私からも。本当につたない進行で、まずもって恐縮でございます。準備をしてくださる事務局のありがたいということと、発言してくださる委員の皆様のお温かいお言葉で、成り立ってうまく何とか進められて、ありがたかったなと思つております。

やはり、これから、皆様の専門のそれぞれの分野ですとか置かれているお立場、委員はこれからジェンダーの関係も引き続き取り組まれ、新たな所属で新たな役割ということでしたので、皆様方のそれぞれの役割・分野、そういったところでも、男女共同参画推進ということで取組の応援や支援など、それぞれのお立場でぜひとも引き続きお願ひしたいということで期待しております。11期大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

それでは、皆様から一言ずつ頂戴しましたので、これをもって終了といたしまして、進行を司会にお返ししたいと思います。

- 事務局：会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、本日は貴重な御意見や御感想をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをおもちまして、「令和5年度第2回八戸市男女共同参画審議会」を終了いたします。本日は皆様、ありがとうございました。